

大阪市消費者保護審議会規則

制 定 昭和 51 年 7 月 31 日規則第 89 号
最近改正 平成 18 年 6 月 30 日規則第 173 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市消費者保護条例（昭和 51 年大阪市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 33 条第 8 項の規定に基づき、大阪市消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(苦情処理部会)

第 3 条 条例第 33 条第 6 項に規定する苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という。）は、会長が指名する委員で組織する。

2 苦情処理部会に部会長を置き、前項の委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、苦情処理部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門部会)

第 4 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(特別委員)

第 5 条 専門の事項を調査、審議させるため必要があるときは、専門部会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、会長の同意を得て、市長が委嘱する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(あっせん又は調停)

第8条 審議会は、条例第28条第4項の規定によりあっせん又は調停を行うこととなったときは、速やかにその旨を当事者（当該あっせん又は調停に係る苦情処理の申出をした消費者及びその相手方となる事業者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し出席を求め、意見を聴き、又は関係書類その他の物件の提出を求めることができる。

3 審議会は、あっせん若しくは調停によっては紛争の解決の見込みがないと認めるとき又は当事者のいずれかがあっせん若しくは調停と同一若しくは相関連する請求の訴訟を提起したときは、あっせん又は調停を終了させることができる。

4 審議会は、当事者間にあっせん若しくは調停が成立したとき又は前項の規定によりあっせん若しくは調停を終了させたときは、その経過及び結果を市長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、あっせん又は調停に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り定める。

(苦情処理部会の運営)

第9条 第6条の規定は、苦情処理部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「苦情処理部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 前条第1項から第4項までの規定は、条例第33条第7項の規定により苦情処理部会の決議をもって審議会の決議とされるあっせん又は調停について準用する。この場合において、前条第1項中「審議会は、第28条第4項の規定により」とあるのは「苦情処理部会は、」と、同条第2項及び第3項中「審議会」とあるのは「苦情処理部会」と、同条第4項中「審議会」とあるのは「苦情処理部会」と、「前項」とあるのは「次条第2項において読み替えて準用する前項」と、「市長に」とあるのは「審議会に報告し、審議会は、当該報告の内容を市長に」と読み替えるものとする。

(専門部会の運営)

第10条 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り定める。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。